

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

“ 「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”

「国鉄改革の裏側」ダイジェスト版 第12回

あの元国鉄労働課長が明かす「国鉄改革の裏側第5弾」が【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”】という本になった。本紙は筆者（宗形明氏）の了解を得て、『JR東日本革マル問題の現状』をダイジェスト版として紹介することとした。



「ジェイアール労働組合」の結成

良くする会はその名の通りJR東労組を内部から改革することを目的としたものだったが、内部に異論を絶対許さないセクト手法による組合運営で除名、組合員権停止、役員就任禁止などの統制処分を乱発され、徹底的に弾圧された首都圏近辺の一部メンバーは、本年6月21日、新組合結成に踏みきった。・・・

JR労働運動からの革マル思想排除を結成理念とするJR東労組を良くする会を母体にした首都圏地区中心の反本部派労組「ジェイアール労働組合」（JR労組）は、本間雄治委員長、野口光男副委員長、小林克也書記長、阿部克幸、米澤光一、神田浩一各執行委員の執行部体制でスタートを切った。同労組は、平成採用者の比率が高いのが特徴で、その後も徐々に組織を拡大しているようである。

東労組内部に異論は絶対許さない！！ 常軌を逸した制裁処分の濫発

JR革マル派支配の東労組は、本部を批判する者、本部指導に異議を唱える者たちを次々と制裁処分した。簡潔に列挙すると次のようになる。

06年年11月、臨時中央委員会決定事項；

- ・本部役員辞任5人組の除名
- ・長野制裁5人組（峰田委員長など同地本執行部）への第二次制裁審査委員会の設置
- ・「良くする会」代表17人に対する制裁委員会の設置

07年2月、定期中央委員会決定事項；

- ・先の長野地本制裁5人組に対し、一審どおりの除名処分
- ・後継の長野地本執行部に対する制裁委員会の設置と執行権の剥奪
- ・長野地本への本部から落下傘役員投入

- ・「良くする会」首謀者17人に対する除名答申

- ・「良くする会」署名未撤回者102名への新たな制裁申請及びそれまでの間、組合員権の一部停止、執行権の停止、組合事務所への立ち入り禁止。

07年5月、臨時中央委員会決定事項；

- ・長野地本の「補充組」に対する制裁委員会設置
- ・同、長野地本「後継執行部8名」に対する除名等の制裁委員会答申
- ・「良くする会」首謀者17名に対しては再審査委員会設置

- ・新潟地本に対する制裁委員会を設置。

07年7月、定期大会決定事項；

- ・「JR労組」結成大会に参加した56名に対する制裁審査委員会の設置

ざっとこんなところだがこの間、東労組が行なってきた自組合員に対する制裁者数は約200名に達する。・・・

【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”（高木書房）P.122～P.126】